

組合規程の改定について

組合規程(個人情報保護管理規程, 検査及び監査規程)を改定いたしました。  
つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

28. 個人情報保護管理規程

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (第1項 略)</p> <p>2 組合は、<del>法第18条第3項各号に定める場合を除き</del>、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p><del>(削除)</del></p> <p>3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p>4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第2 7条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p>(第2項 略)</p> <p>3 法第2 7条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第2 7条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (第1項 略)</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(第6条～第21条 略)</p> <p>(漏えい等の事故にかかる対策)</p> <p>第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</p> <p>2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (第1項 略)</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。</p> <p>一 法令に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>4 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p>5 第2項、第3項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第2 3条第1項各号に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者と間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p>(第2項 略)</p> <p>3 法第2 3条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第2 3条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (第1項 略)</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(第6条～第21条 略)</p> <p>(漏洩等の事故にかかる対策)</p> <p>第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</p> <p>2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附則 この規程は、令和3年10月25日から施行する。</p>

28. 個人情報保護管理規程 様式第1号

新旧対照表

新（改正後）

（様式第1号）

①提供年月日	②提供した第三者			③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 <u>(法人のみ)</u>			

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧（改正前）

（様式第1号）

①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

28. 個人情報保護管理規程 様式第2号  
新旧対照表

新（改正後）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者			③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)				

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧（改正前）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意年月日

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

7. 検査及び監査規程

新			旧		
(別紙様式) <b>健康保険組合監査報告（通知）書</b> 令和〇年〇月〇日			(別紙様式) <b>健康保険組合監査報告（通知）書</b> 平成〇年〇月〇日		
〇〇健康保険組合 } 殿 〇〇健康保険組合理事長 }			〇〇健康保険組合 } 殿 〇〇健康保険組合理事長 }		
監事 選定議員氏名 ㊟ 〃 互選議員氏名 ㊟			監事 選定議員氏名 ㊟ 〃 互選議員氏名 ㊟		
令和〇年〇月〇日当組合の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。			平成〇年〇月〇日当組合の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。		
項目	評価	摘要	項目	評価	摘要
1. ～ 16. (略)			1. ～ 16. (略)		
17. 公告の取扱い			17. 公告の取扱い		
(1) 公告の取扱い	適・否・ <u>不該当</u>		(1) 公告の取扱い	適・否	
18. 個人情報に関する事			18. 個人情報に関する事		
(1) 利用目的の特定等	適・否		(1) 利用目的の特定等	適・否	
(2) <u>不適切な利用の禁止</u>	<u>適・否</u>				
(3) 利用目的の通知等	適・否		(2) 利用目的の通知等	適・否	
(4) 個人情報の適正な取得等	適・否		(3) 個人情報の適正な取得等	適・否	
(5) 安全管理措置等	適・否		(4) 安全管理措置等	適・否	
(6) <u>漏えい等の報告等</u>	<u>適・否・不該当</u>				
(7) 個人データの第三者提供	適・否・ <u>不該当</u>		(5) 個人データの第三者提供	適・否	
(8) 外国にある第三者への提供の制限	適・否・ <u>不該当</u>		(6) 外国にある第三者への提供の制限	適・否	
(9) 第三者提供に係る記録の作成等	適・否・ <u>不該当</u>		(7) 第三者提供に係る記録の作成等	適・否	
(10) 第三者提供を受ける際の確認等	適・否・ <u>不該当</u>		(8) 第三者提供を受ける際の確認等	適・否	
(11) 保有個人データに関する事項の公表等	適・否		(9) 保有個人データに関する事項の公表等	適・否	
(12) 本人からの請求による保有個人データの開示	適・否		(10) 本人からの請求による保有個人データの開示	適・否	
(13) 訂正及び利用停止	適・否		(11) 訂正及び利用停止	適・否	
(14) 開示等の請求等に応じる手続及び手数料	適・否		(12) 開示等の請求等に応じる手続及び手数料	適・否	
(15) 理由の説明、事前の請求、苦情の処理	適・否		(13) 理由の説明、事前の請求、苦情の処理	適・否	

令和4年8月1日

ダイハツ健康保険組合  
理事長 竹田 眞也